

SMBC (CHINA) NEWS



2019年8月20日

上海市、多国籍企業地域本部設立の奨励政策を改定 認定条件を大幅に緩和

上海市人民政府は2019年7月25日付で《上海市多国籍企業地域本部の発展促進に関する若干の意見》(滬府規[2019]30号)と、それに基づく《改定後の〈上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定〉印刷・公布に関する通知》(滬府規[2019]31号、以下、本規定)を公布しました。

本規定は多国籍企業の更なる投資奨励策として、2017年1月に公布された地域本部設立の奨励規定(滬府発[2017]9号、以下、旧規定^{※1})を大幅に緩和したものであり、2019年9月1日より施行、2024年8月31日までの5年間を有効期間としています。これに伴い旧規定は廃止となります。

なお、滬府規[2019]30号のなかには、本規定には盛り込まれなかった内容^{※2}もあり、今後、関連情報には留意が必要です。

※1 旧規定は、SMBC NEWS【2017】7号ご参照。三井住友銀行のホームページにてご覧いただけます。
(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

※2 投資性会社の設立条件の緩和、財務会社の可能取引、研究開発センターの補助金申請基準など。詳細は添付の日本語訳をご参照ください。

〈本規定で改定された主なポイント〉(改定がなかった項目も一部記載)

「多国籍企業地域本部」の認定条件

- 親会社の資産総額条件を2億米ドル以上に引き下げ
(旧規定では4億米ドル(サービス業は3億米ドル)以上)
- 親会社の中国払込登録資本累計と管理する中国国内外企業数の条件を取り消し
(旧規定では登録資本累計1,000万米ドル以上且つ管理企業3社以上、または管理企業6社以上)
- 独立法人資格を有する外商投資企業(旧規定では外商独資企業)
- 登録資本200万米ドル以上
- 区域内の管理方針決定や本部機能(資金管理・仕入・販売・決済・研究開発など)を担うこと

「多国籍企業本部型機構」の認定条件

- 親会社の資産総額条件を1億米ドル以上に引き下げ(旧規定では2億米ドル)
- 親会社の中国投資企業数の条件を取り消し
(旧規定では外商投資企業数2社以上、その内1社以上は上海に登記)
- 独立法人資格を有する外商投資企業(旧規定では外商独資企業)またはその分支機構
- 登録資本を100万米ドル(分支機構の場合は本社が支払う運営資金)以上に引き下げ
(旧規定では共に200万米ドル以上)
- 区域内の管理方針決定や本部機能を担うこと

SMBC (CHINA) NEWS



<本規定の概要>

(内容に関する主な改定部分は下線表示)

	多国籍企業地域本部	多国籍企業本部型機構
根拠規定	滬府規[2019]31号	
有効期間	2019年9月1日～2024年8月31日	
定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 国外で登記された親会社が上海市に設立し、投資または授権する形式で一か国以上の区域内の企業に対して管理およびサービス機能を履行する唯一の総機構 ● 投資性公司・管理性公司などの独立法人資格を有する企業組織の形態により上海市に設立されなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多国籍企業地域本部の基準に未達 ● 国外で登記された親会社の一か国以上の区域内の管理方針決定・資金管理・仕入・販売・物流・決済・研究開発・研修などのサポートサービスの複数の機能を実際に担う外商投資企業（分支機構を含む）
認定条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 親会社の資産総額 <u>2億米ドル以上</u> ● 独立法人資格を有する<u>外商投資企業</u> ● 登録資本 <u>200万米ドル以上</u> ● 親会社の授権を受けて、<u>一か国以上の区域内での管理方針決定・資金管理・仕入・販売・物流・決済・研究開発・研修などの本部機能を担うこと</u> ● 基本的に前述の条件に適合しており、所在地区の経済発展に突出した貢献をしている場合、事情を考慮して認定可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 親会社の資産総額 <u>1億米ドル以上</u> ● 独立法人資格を有する<u>外商投資企業</u>またはその分支機構 ● 登録資本 <u>100万米ドル以上</u>、分支機構の形態により設立する場合、本社が支払う運営資金 <u>100万米ドル以上</u> ● 親会社の授権を受けて、<u>一か国以上の区域内での管理方針決定・資金管理・仕入・販売・物流・決済・研究開発・研修などの本部機能を担うこと</u>
申請資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社の法定代表者が署名した申請書 ● 親会社の授権署名者が署名した多国籍企業地域本部または本部型機構の基本的機能に関する授権書類 ● 会社の営業許可証（写し）。本部型機構が分支機構の場合、上海支社の営業許可証（写し）・本社が支払った運営資金の証明書類も提出 （旧規定の批准証書（または届出受領書）は削除） ● 親会社の直近一年度の監査報告 ● 授権を受けて管理する国内外企業の営業許可証または登録登記証明（いずれも写し） （旧規定の批准証書（または届出受領書）は削除） ● 法律・法規および規則により提出を要求されるその他資料 ● 上述の規定に写しの提出と明記されていない場合、資料の原本を提出 	
審査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市商務委員会は、申請資料の受領日から8営業日以内に審査を完了させ、認定または不認定の決定を下さなければならない、認定する場合は認定証書を交付 	

SMBC (CHINA) NEWS



<p>資金援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連規定に基づき、開設およびオフィス賃借に係る資金援助を得ることが可能 ● 経営管理・資金管理・研究開発・仕入・販売・物流およびサポートサービスなどの総合的運営機能を有し、かつ経済発展に突出した貢献をして、良好な効果と利益を得た場合、関連規定に基づき、報奨を得ることが可能 ● 多国籍企業がアジア地区・アジア太平洋地区またはさらに大きな区域の本部を設立して、関連条件に適合する場合、関連規定に基づき資金援助を得ることが可能 ● 資金援助および報奨の具体的な実施弁法は、関連部門が別途制定 	<p>関連する内容なし</p>
<p>資金運用と管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 条件に適合する地域本部・本部型機構は、經常項目集中受払およびネットینگ・国内外の資金集中管理による集中両替・外債および対外貸付の限度額集中配分などを含む多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務を実行できる ● 投資性会社は財務会社を設立し、その中国国内の投資企業に集中財務管理サービスを提供できる ● 非貿易項目対外支払フローの手続を合理化し、地域本部・本部型機構に対する納税指導およびサービスを強化し、地域本部・本部型機構の非貿易項目対外支払契約の備案・納税判定に優先ルートを提供する ● 地域本部・本部型機構は、自由貿易口座（FT 口座）を開設し、両替可能原則に基づき、人民元・外貨クロスボーダー受払および国内人民元受払を実行できる 	
<p>その他</p>	<p>【出入国手続の簡素化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 条件に適合する中国籍人員は、アジア太平洋経済協力（APEC）出張カードが申請できる。ビジネス上のニーズによる出国には便宜を図る ● 複数回臨時入国する外国籍人員を必要とする場合、入国有効期限が1年を超えず、滞在期間が180日を超えない数次ビザの手続を申請できる ● 上海市に長期居留する必要がある外国籍人員は、3～5年間有効な外国人居留許可の手続を申請できる ● 法定代表者など的高級管理人員は、《外国人永久居留証》の発行申請で優先的に推薦を受けられる ● 上海税関（出入国検査検疫部門）は法定代表者および高級管理人員の健康証明手続に優先ルートを提供する <p>【人材誘致】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 誘致した外国籍人材の上海市における業務・関連証書の申請に便宜を図る ● 国内の優秀な人材を誘致した場合、条件に該当すれば上海市戸籍を手続できる ● 条件に該当する専門人材などは規定に基づき、《上海市居住証》（B証）の発行が申請でき、その配偶者・18歳未満または高校在学中の子女は随員証を手続できる ● 所在区は、地域本部が誘致した人材の子女入学・医療保障・住宅申請などの方面に便宜を図る 	

SMBC (CHINA) NEWS



【貿易利便化】

- 税関は通関効率の向上に注力し、輸出入貨物に通関上の便宜を図る
- ディストリビューションセンターを設立し、物流の整理・統合を図る場合、税関・外貨の部門などは利便的な監督管理措置を講じる

【区級政府の支援】

- 各区政府は、当地区の実際の状況を鑑み、地域本部・本部型機構の発展を支援する政策措置を制定し、地域本部の発展に有利なビジネス環境を構築することができる

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場 2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層 TEL：86-(22)-6622-6677
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500